大阪市建設局所管都市公園
防犯カメラ付清涼飲料水自動販売機
（東淀川区内）
設置事業者募集要項

令和 8 年 11 月

大阪市建設局十三公園事務所

目　　次

ページ

１　公募物件の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　応募資格要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

３　公募条件等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

４　応募申込手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

５　質疑書の提出及び回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

６　価格提案書の提出及び審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

７　募集の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

大阪市建設局所管都市公園 防犯カメラ付清涼飲料水自動販売機（東淀川区内）設置事業者募集要項

大阪市（以下「本市」という。）が行う防犯カメラ付清涼飲料水自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

１　公募物件の概要

所在地	設置台数及び設置位置	最低公園使用料　（※）	適用法令
瑞光寺公園 ほか 31 公園 （別表１参照）	別表１及び別図１のとおり	１㎡当たり 年額９，０３０円（非課税）	・都市公園法 ・市公園条例 ・市公園条例施行規則

※市公園条例第 14 条及び別表第 3 の 1 項（公園施設を設ける場合（飲食店、売店その他の収入を伴う事業の用に供する施設））に定める単価

２　応募資格要件

次の(1) (2)の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1)　次の①から⑥まですべての要件を満たす者であること。

①　成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。

②　清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る）　について、３年以上の実績を有している者であること。

③　法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、当該許認可等を受けていること。

④　国税及び大阪市税（大阪市内に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税）の未納がないこと。

⑤　大阪市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者ではないこと。

⑥　公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

(2)　次の①から⑦までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後に２年を経過した者を含む）であること。

①　本市との契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

②　本市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

③　落札者が本市と契約を締結すること又は本市との契約者が契約を履行することを妨げた者。

④　地方自治法第 234 条の２第１項の規定により本市が実施する監督又は検査にあたり職員の職務の執行を妨げた者。

⑤　正当な理由なく本市との契約を履行しなかった者。

⑥　本市が実施した清涼飲料水自動販売機設置事業者の公募において、価格提案後若しくは設置許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは設置許可を取り消され又は虚偽の申告を行なった者。

⑦　前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後２年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人、その他使用人として使用した者。

※大阪市暴力団排除条例第２条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

(2)　暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

(3)　暴力団密接関係者　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

※大阪市暴力団排除条例施行規則第３条

条例第２条第３号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

(1)　自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

(2)　暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者

(3)　前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者

(4)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(5)　事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの

ア　事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該 事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ　支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する 者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ　営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの

エ　事実上事業者の経営に参加していると認められる者

(6)　前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

３　公募条件等

(1)　公園施設設置許可及び使用料等

①　設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、公園内で防犯カメラ付清涼飲料水自動販売機（以下「本件自動販売機」という）の設置場所として使用する部分について、都市公園法（昭和 31 年４月 20 日法律第 79 号）第５条の規定に基づき、公園施設設置許可申請を行い、公園施設設置許可（以下「設置許可」という）を受けて使用します。

②　設置許可の期間

設置許可の期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日とします。ただし、公用・公共用としての設置許可の必要性や設置事業者の使用状況等を勘案して支障がないと本市が判断する場合は、当初本市が設定した公募条件及び公園使用料（応募価格）を変更しないことを前提として、設置許可期間終了の 30 日前までに申請を行えば、更に向こう２年間（当該年の４月１日から翌々年の３月 31 日まで）使用することができるものとし、最長で令和 19 年 3 月 31 日まで使用することができます。

なお、更新しない場合は、設置許可期間終了の５カ月前までに書面にて意思表示をしてください。更新しない場合で、設置事業者が設置した引込柱やカメラ等の設置物（以下、設置物）の承継を希望する時は、その旨も併せて申出を行ってください。

③　公園使用料

本市が設定する最低公園使用料以上で申し込みのあったもののうち、最高の応募価格をもって年額の公園使用料（１㎡あたり）とします。なお、本件自動販売機１台につき１㎡と積算しますので、公園使用料（１㎡あたり）に設置台数を乗じた金額を公園使用料の総額とします。公園使用料は年度毎に本市の発行する納入通知書により、本市が指定する期限までに全額納入してください。

※公園使用料額は、市公園条例の改正により変更となる場合があり、条例改正により提案価格が条例単価を下回った場合は条例単価が適用されます。

④　設置台数及び設置位置

設置台数および設置位置は、別表１及び別図１のとおりとしますが、周辺の植栽、樹木及び看板等の状況を考慮し、所定の範囲内で位置の調整を提案することが可能です。また、防犯カメラの撮影方向については、公園事務所の指示

に従って設置してください。

なお、設置許可期間中に設置位置について公園管理上の支障が生じた場合には、移設を求めますので、その指示に従って下さい。移設先については、協議事項とします。また設置許可期間中に、一部の本件自動販売機について撤去を求めることがありますので、その指示に従ってください。その場合の公園使用料については協議事項とします。

⑤　その他必要経費等

本件自動販売機の設置、交換及び撤去に要する工事費、維持管理費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。また、電気料金は設置事業者の負担とし、直接電気事業者に契約申し込みを行い、電気使用料を支払ってください。

なお、やむを得ない理由がある場合を除き、原則公園施設の受電設備から電気供給を認めませんが、公園事務所と協議の上供給を受ける場合は、1 台につき月額 3,000 円（税込み）の電気使用料を本市に支払ってください。当該電気使用料は本市が発行する納入通知書により、指定する期限までに納入してください。

公園区域と河川区域が重複する区域で、本件自動販売機を設置するにあたり河川占用料等が発生する場合に、設置許可申請とともに公園使用料免除申請書を提出し公園管理者が認めるときは、公園使用料を免除します。

⑵　設置許可上の制限

①　設置許可条件を遵守し、公園使用料を確実に納付すること。

②　本要項２の⑴の③にかかる許認可等は、設置許可期間中、継続的に効力を有していること。

③　本件自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

④　販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、本市の指示に従うこと。

⑤　販売品目は、飲料品（乳飲料を含む）とし、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。

⑥　缶・ペットボトルなどリサイクル可能な密閉式容器での販売とすること。ただし、ビン類での販売は行わないこと。

⑦　酒類の販売は行わないこと。

⑧　本件自動販売機設置箇所１台あたりの面積は１㎡を超えないこと。

(3)　維持管理責任

①　商品補充、金銭管理など本件自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切かつ迅速に行うこと。

②　本件自動販売機に併設して、原則として自動販売機１台につき１個の割合で回収ボックスを設置すること。なお、回収ボックスは設置許可面積外での設置を可能とし、当初設置数は、別表１に記載のとおりとする。

回収ボックスのごみについては、設置事業者の責任において、最低週１回は適切に回収・処分するとともに、公園事務所から回収の要請があった時は、できるだけ早期に回収すること。

なお、公園事務所より、設置した回収ボックスの撤去、再設置や複数個設置の要請があった場合はこれに従うこと。

③　衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。

④　本件自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認した上で、地震やいたずら等による転倒防止等の安全策を講じること。なお、インターロッキング、タイル等へのアンカーボルトの打ち込み及び原状復旧については、事前に公園事務所と協議し、指示に従うこと。

⑤　本件自動販売機には故障時等の連絡先を必ず明記し、本件自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については設置事業者の責任において迅速かつ丁寧に対応すること。また、事故等が発生した場合は、公園事務所まで報告すること。

⑥　天候や自然災害及び窃盗被害等による本件自動販売機の腐食・損傷等のリスクについては設置事業者の負担により対応すること。自動販売機に対する落書及び破壊行為を確認した場合は、警察及び公園事務所に届出を行い、差別落書きについては本市のマニュアル等に従い適切な対応を行うこと。その後、公園事務所の指示に従い、速やかに落書きの除去又は復旧を行うこと。

また、本件自動販売機の修理又は交換を行う際は、公園利用者等の不便とならないよう、公園事務所と協議の上、迅速に行うこと。

(4)　損害賠償

設置事業者は、本件自動販売機の設置及び管理にあたって本市又は第三者に

損害を与えたときは、全て設置事業者の責任においてその損害を賠償すること。

(5)　設置工事施行にあたっての届出等

①　施工開始時

設置事業者が設置工事を行う際には、関係省庁の必要な手続きを行い、事前に公園事務所へ設置計画書及び施工図書等施工内容の分かる書類一式（様式任意）を提出し確認を受け、施工の際は公園事務所の指示に従うこと。

②　施工完了時

設置事業者は、設置工事が完了した後、速やかに公園事務所へ設置完了の報告を書面にて行うこと。なお、報告後の公園事務所職員の確認により、設置方法や施工に関し、手直し等の指示があった場合は、速やかに指示に従うこと。手直し等が完了しなければ、商品の販売を開始することはできない。

(6)　防犯カメラの仕様等

本件の防犯カメラ等の仕様については、次の条件を満たすものとし、設置方法に関しては、別図２を参考とすること。

①　時間帯及び気象条件に関わらず、設置期間を通じて良好に稼働するものであり、最低７日間以上の録画機能を保持していること。

②　防犯カメラの録画記録媒体はＳＤカードとし、そのＳＤカード自体に暗証番号設定が可能なものであること。なお設置時には防犯カメラごとにＳＤカードを予め装備するものとし、併せて予備のＳＤカード３枚を公園事務所に渡すこと。

③　防犯カメラは、撮影装置（カメラ）と画像録画装置（ＳＤカード式録画装置）が別体となっており、撮影装置は屋外設置可能な防水仕様とし、Wi-Fi 等の無線通信機能を有していないこと。また、画像録画装置は、ハウジングケースに収納したものとし、そのハウジングケース自体に予め装備した南京錠等で施錠可能なものとする。このほか、撮影装置と画像録画装置については、有線接続のみとし、それぞれの設置位置について公園事務所が指定する高さにそれぞれ固定できるものとする。

④　防犯カメラを設置した自動販売機本体、引込柱又は取付支柱には、防犯カメラが設置されていることが容易にわかるよう「防犯カメラ録画監視中」と表示すること。また、防犯カメラ本体に「自販機カメラ〇〇公園－〇」と表示すること。

⑤　防犯カメラは、毎年１回以上保守点検し、点検結果を公園事務所に書面（様式任意）により提出すること。商品補充の都度、目視点検を行うこと。

⑥　防犯カメラ設置後、録画静止画像をＣＤにて公園事務所に提出すること。

⑦　防犯カメラに不具合が生じた場合は、速やかに修繕を行うこと。

⑧　防犯カメラの撮影方向については変更可能なものとし、設置後に公園事務所より撮影方向の変更について要請を受けた場合、これに従うこと。

(7)　公園内の電気設備工事（配管配線等）

公園内での電気設備工事については、電気設備に関する技術基準を定める省令、解釈（通商産業省）及び内線規程（社団法人日本電気協会）等の諸法令に基づき施工すること。また、別図２及び次の①から⑤を順守し施工すること。

①　公園利用者等の転倒や感電、ケーブルの切断等事故防止のため、電源ケーブル等が直に触れることがないよう被覆の上、固定する等の施工をすること。転がし配線は認めない。また、電源ケーブル等について、支柱部で露出する場合は金属電線管にて保護の上、金属バンドで固定すること。このほか、地中埋込の場合は、ＦＥＰ管やＰＦ管等を使用し保護すること。

②　電線管の地中埋設深さは地表面から 300㎜ 以上とすること。

③　自動販売機用引込柱、自動販売機本体及びカメラ取付け支柱にはＤ種接地を施すこと。

④　電源引込柱より負荷側は架空配線としないこと。

⑤　公園施設の受電設備から電気供給を受ける場合は、事前協議の上、本市の設備設置基準に基づいた設置工事をすること。

(8)　個人情報の取り扱い

防犯カメラにより収集した個人情報の取り扱いについては「大阪市個人情報保護条例」（平成７年大阪市条例第 11 号）の規定を遵守すること。

(9)　設置、運用及び管理に関して

本件自動販売機の設置、運用及び管理に関しては「防犯カメラ付清涼飲料水自動販売機における防犯カメラの設置及び画像データ運用管理に関する要領」（令和３年４月１日改定）の規定を遵守すること。

(10)　公園事務所との協議事項

設置事業者は次の項目について公園事務所と協議し、その指示に従うこと。

①　使用済容器・ごみの回収に関する事項。

② 本件自動販売機の設置及び商品補充方法等に関する事項（協議の結果、設置台数及び設置場所について、変更を求めることがあります）。

③ 本件自動販売機の利用者からの苦情、トラブル等の処理に関する事項。

④ 事故処理の報告等及び警察等関係先への連絡体制に関する事項。

⑤ 光熱水費の支払い方法に関する事項。

⑥ その他協議が必要な事項。

(11) 原状回復、設置物の承継

① 設置事業者は、設置許可期間が満了又は設置許可が取り消された場合は、設置事業者の負担により、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を本市に請求することはできない。また、原状回復時には公園事務所職員の立会により確認、検査を受けること。

② 設置物の承継を希望する場合は、設置許可期間満了日の５か月前までに申出を行うこと。申出期間を過ぎた場合は、承継を認めない。

交渉により次の事業者へ承継することが決定した場合は、設置物について、設置許可期間満了日までは事業者が管理し、次の事業者へ承継することができるものとする。

承継等に要する費用については事業者の負担とし、承継した設置物については、次の事業者が維持管理および設置前への現状回復費用を負担すること。また、これらの維持管理等に関して、引継ぎ事業者間で覚書を３通作成し、うち１通を公園事務所へ提出すること。

※ なお、今回の募集にあたり、現事業者から引込柱及び防犯カメラ等の設置物について、一部承継の申出がございます。価格提案審査後、設置予定事業者となった場合は、現事業者と設置予定事業者にて協議いただきます。

(12) その他

本要項に定めのない事項又は施工に関して本市が認めるやむを得ない事由により支障が生じた場合は、公園事務所と設置事業者が協議し、これを取り決める。

４ 応募申込手続

(1) 申込受付期間

令和 8 年 11 月 6 日（金）～令和 8 年 12 月 15 日（火）必着

申し込みは配達証明もしくは簡易書留での郵送のみの受け付けとします。

なお、申請書類に不備がある場合及び受付期間後の到着分は失格とします。

（電話、電子メール、持参による受付は行いません。）

(2)　申請書類送付先

〒532－0028

大阪市淀川区十三元今里１丁目１番４１号

大阪市建設局十三公園事務所

(3)　申し込みに必要な書類

①　応募申込書（様式第１号　Ａ４サイズ）

②　誓約書（様式第２号　Ａ４サイズ）

③　【法人】印鑑証明書

【個人】印鑑登録証明書

④　【法人】法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（登記事項証明書の場合は、「現在事項証明書」「履歴事項証明書」のいずれかの全部事項証明書）

【個人】住民票記載事項証明書又は登録原票記載事項証明書

※③④については、いずれも発行後３か月以内の原本に限ります。

⑤　本要項２の(1)の③にかかる許認可等の免許証の写し

⑥　防犯カメラ及び自動販売機の仕様が分かるもの

※本市が応募の受付に際し取得する個人情報は、本物件の使用許可関係事務のために収集するものであり、事務の目的外の利用・保有については、大阪市個人情報保護条例により制限されています。

※提出された書類により、応募の資格がないと判明した場合は、その旨通知します。

５　質疑書の提出及び回答

質問がある場合は、受付期間内に必ず質疑書（様式第５号）に質問の要旨を簡潔にまとめ、電子メールで送信してください。送信後、次の提出先へ電話連絡し、受信の有無を必ず確認してください。なお、質問はこれ以降、応募の手続方法に関することを除き、受け付けません。

(1)　受付期間

令和 8 年 11 月 6 日（金）～令和 8 年 11 月 27 日（金）午後 5 時 30 分必着

(2)　提出先

大阪市建設局十三公園事務所

電話：06－6309－0008

電子メールアドレス：la0157@city.osaka.lg.jp

(3)　質疑に対する回答

質問に対する回答書は、令和 8 年 12 月 4 日（金）を目途に、大阪市ホームページ上に掲載します。この回答書は、本要項及び仕様書と同様の効力を有します。なお、意見の表明と解されるものについては回答しないことがあります。

６　価格提案書の提出及び審査

(1)　価格提案書の提出及び審査の日時

令和 8 年 12 月 24 日（木）午前 10 時 30 分　（開場は、午前 10 時）

※上記の時間をもって価格提案書の受付を締め切り、審査を行ないます。

なお、締切後の受付は一切行ないませんのでご注意ください。

(2)　価格提案書の提出及び審査の場所

大阪市淀川区十三元今里 1 丁目 1 番 41 号　十三公園内

大阪市建設局十三公園事務所　会議室

(3)　提出書類等（当日持参するもの）

①　価格提案書（様式第３号）

②　委任状（代理人により応募する場合・様式第４号）

③　実印（代理人により応募する場合は代理人の印鑑）

(4)　価格提案書の投函方法

①　応募資格者は、価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印の上、入札箱に投函してください。

②　応募は、代理人に行なわせることができます。この場合には、委任状を価格提案書と一緒に入札箱に投函してください。

(5)　応募価格の表示

応募価格は年額公園使用料の単価（１㎡当たり＝自動販売機１台当たり）を記入してください。応募価格に設置台数を乗じた金額が、本市に納入する公園使用

料の総額となります。

(6)　価格提案書の書き換え等の禁止

応募資格者は、入札箱に投函した価格提案書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできません。

(7)　価格提案審査

①　価格提案審査は、価格提案書の投函締め切り後直ちに応募資格者立会いのもとで実施します。

②　応募資格者が価格提案審査に立ち会わない場合は、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。

③　価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできません。なお、価格提案審査の当日出席しなかった者又は価格提案書提出期限に遅参した者は、棄権とみなします。

(8)　価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

①　最低公園使用料を下回る価格によるもの。

②　応募参加資格のない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。

③　指定の日時までに提出しなかったもの。

④　応募資格者の記名押印がないもの。

⑤　本市が交付した価格提案書を用いないで価格提案したもの。

⑥　同一物件について応募資格者又はその代理人が２以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。

⑦　同一物件について応募資格者及びその代理人の双方がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。

⑧　他の応募資格者の代理人を兼ね、又は２人以上の代理人として価格提案したときにはその全部のもの。

⑨　応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。

⑩　訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。

⑪　価格提案審査に関し、不正な行為を行なった者がしたもの。

⑫　その他価格提案審査に関する条件に違反したもの。

(9)　自動販売機設置予定事業者の決定

設置予定事業者の決定は、本市が設定する最低公園使用料以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者とします。

なお、設置予定事業者に決定した事業者に対して価格提案審査終了後、引き続き設置許可手続きの説明を行ないます。

(10) くじによる設置予定事業者の決定

① 最高となるべき同価の価格提案書を投函した者が２人以上あるときは、直ちにくじにより設置予定事業者を決定します。

② 当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格審査事務に関係のない職員）が応募資格者に代わってくじを引き、設置予定事業者を決定します。

(11) 次点者の取扱い

設置予定事業者の決定後、設置許可日までにその事業者の都合により辞退があった場合は、次点の者を繰り上げて決定とする場合があります。なお、次点者は本市が設定する最低公園使用料以上の有効な価格提案を行った者とします。

(12) 審査結果の公表

設置予定事業者を決定したときは、応募者に通知するとともに、本市のホームページに決定金額及び設置事業者名、法人・個人の区分を掲載します。

(13) 設置許可申請の手続き

設置予定事業者に決定した者は、令和 9 年 2 月 26 日（金）までに設置許可申請を行なわなければなりません。

なお、各設置許可申請及び設置許可証の交付は、応募申込書に記載された名義で行ないます。

(14) 設置予定事業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消します。

なお、設置許可日までに設置予定事業者が応募資格を有しないことが判明した場合や本要項に定める条件による設置ができなくなった場合は、設置予定事業者としての決定を取り消し、次点の者を繰り上げて落札者とする場合があります。

① 正当な理由なくして、指定する期日までに設置許可の手続きに応じなかった場合。

② 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合。

③ その他設置予定事業者が設置許可の相手方として不適当と認められる場合。

(15) その他

設置許可の手続き及び本件自動販売機の設置に関する一切の費用については、設置予定事業者の負担となります。

◎募集に関する問い合わせ先

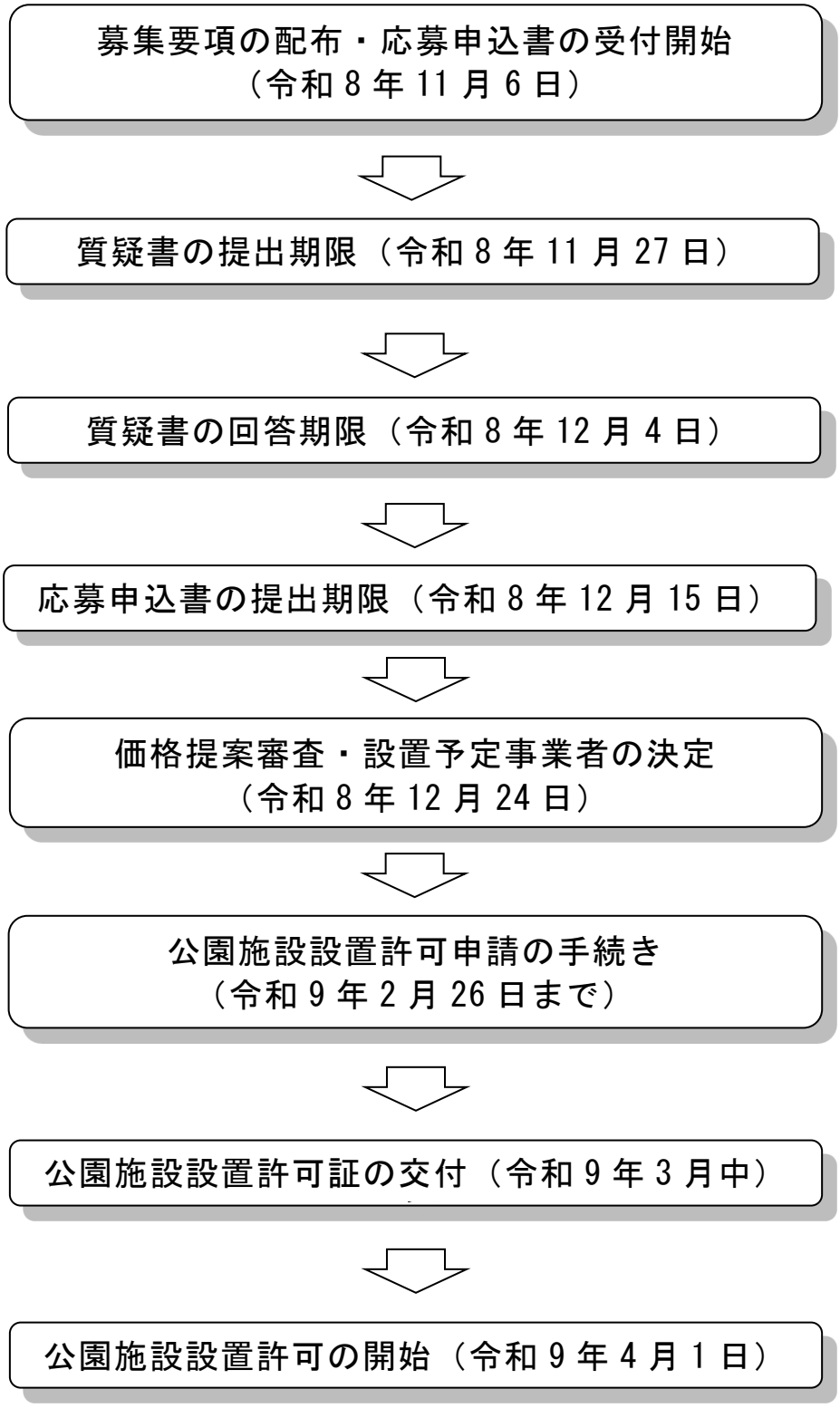
〒532－0028

大阪市淀川区十三元今里１丁目１番 41 号

大阪市建設局十三公園事務所

℡ 06-6309-0008

7　募 集 の 進 め 方


募集要項の配布・応募申込書の受付開始
（令和 8 年 11 月 6 日）
質疑書の提出期限（令和 8 年 11 月 27 日）
質疑書の回答期限（令和 8 年 12 月 4 日）
応募申込書の提出期限（令和 8 年 12 月 15 日）
価格提案審査・設置予定事業者の決定
（令和 8 年 12 月 24 日）
公園施設設置許可申請の手続き
（令和 9 年 2 月 26 日まで）
公園施設設置許可証の交付（令和 9 年 3 月中）
公園施設設置許可の開始（令和 9 年 4 月 1 日）